

杵築市新型コロナウイルス対策特産品生産性向上事業 費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、杵築市内の事業者に対し、ふるさと納税やECサイトに適した特産品の開発や既存商品のブラッシュアップ、増産及び改良に係る経費に対し予算の範囲内において、杵築市新型コロナウイルス対策特産品生産性向上事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、杵築市補助金等交付規則（平成17年杵築市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「法」という。）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づき杵築市にされた寄附をいう。
- (2) ふるさと納税事業者 地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「法」という。）第37条の2第2項第1号及び第2号の規定に示されている返礼品を提供する事業者をいう。
- (3) ECサイト インターネットを用いた商取引用のウェブサイトをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ふるさと納税事業者又はECサイトでの販売を行う事業者であって、当該年度の4月1日時点において杵築市内に事業所を

有する者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 備品購入費等

(2) パッケージデザイン費及び食品成分検査費等

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含めないものとする。

(補助金の交付要件)

第5条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合は、補助対象経費が50万円以上、かつ、ふるさと納税事業者としての寄附金額が補助金の同額以上、又は本事業で開発若しくは増産及び改良した特産品のECサイトでの売上額が対前年比20%増加した額以上が見込める商品であること。

(2) 前条第1項第2号に該当する場合は、補助対象経費が10万円以上、かつ、ふるさと納税事業者としての寄附金額が補助金の倍額以上、又は本事業で開発若しくは改良した特産品のECサイトでの売上額が、50万円以上見込める商品であること。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とする。ただし、前条第1号に該当する場合は300万円、前条第2号に該当する場合は25万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1号又は第2号に該当することがわかる資料
 - (2) 原則3社以上の見積書の写し及びカタログ
 - (3) 決算書等直近の事業実績がわかる資料
 - (4) 市税等の滞納のない証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の決定)

第8条 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、事業の経営管理その他見識を有する者による審査を受けた上で、補助金の交付決定をする。

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告をしようとする者は、規則第11条に定める補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又は請求書の写し
- (2) 出来高写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) この事業で取得した成果物の善良な維持管理に努めること。
- (2) 市の求めに応じ、本事業で導入した機械等による商品の販売状況を報告すること。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。